

令和３年度第２回

宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会

<第２号議案>

宗像市歴史的風致維持向上計画の変更

令和４年３月２９日（火）

海の道むなかた館講義室 及び オンライン

宗像市歴史的風致維持向上計画

平成 30 年 3 月 26 日 認 定

平成 30 年 8 月 13 日 認定変更

平成 31 年 3 月 20 日 軽微な変更

令和 2 年 3 月 25 日 軽微な変更

令和 4 年●月 ●日 軽微な変更

宗像市

4. 文化財等の分布状況

本市には、令和4年（2022）3月末現在、72件の指定文化財（国指定17件（うち国宝1件、重要文化財16件）、県指定22件、市指定33件）と4件の国登録文化財、1件の国選択文化財がある。国宝に指定された沖ノ島の祭祀品を筆頭として、宗像大社や各地域に点在する古墳群など、歴史や風土に深く根ざした貴重な遺物や遺跡が多く存在しており、後世にも伝え続けるべき価値のある文化遺産として注目されている。また、天然記念物としては、沖の島原始林及びカンムリウミスズメ生息地として同島のほぼ全域が国指定天然記念物に指定されているほか、神社境内の単木や社寺林など、全部で14件が指定されており、その内訳は国指定2件、県指定8件、市指定4件となっている。特に、平成29年（2017）に『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」が世界遺産に登録され、沖ノ島をはじめとする国史跡宗像神社境内等が構成資産となっており、この中には重要文化財である宗像神社辺津宮本殿、宗像神社辺津宮拝殿のほか、県指定文化財である宗像神社中津宮本殿が含まれている。

表 指定等文化財件数

部門	種別	国指定	県指定	市指定	国登録	国選択	合計
有形文化財	建造物	2	1	4	3	-	10
	絵画	0	1	1	0	-	2
	彫刻	3	4	8	0	-	15
	工芸品	1	2	0	0	-	3
	書跡	1	0	2	0	-	3
	古文書	1	0	0	0	-	1
	考古資料	4	3	1	0	-	8
	歴史資料	0	1	2	0	-	3
無形文化財		0	0	0	-	0	0
民俗文化財	有形民俗文化財	0	1	1	1	-	3
	無形民俗文化財	0	1	4	-	1	6
史跡名勝天然記念物	史跡	3	0	6	-	-	9
	天然記念物	2	8	4	-	-	14
合計		17	22	33	4	1	77

表中の「-」は制度上存在しないもの

(2) 県指定文化財

県指定文化財 22 件の内訳は、有形文化財が 12 件、有形民俗文化財が 1 件、無形民俗文化財が 1 件、史跡名勝天然記念物が 8 件である。また、有形文化財は、建造物が 1 件、絵画 1 件、彫刻 4 件、工芸 2 件、考古資料 3 件あり、史跡名勝天然記念物は天然記念物が 8 件である。

表 県指定文化財一覧(資料:世界遺産課)

図番号	種別		名称	所在	指定年月日
18	有形文化財	建造物	宗像神社中津宮本殿	宗像大社中津宮/宗像市大島	昭和 47 年 4 月 15 日
19		絵画	三十六歌仙扁額	宗像大社神宝館/宗像市田島	平成 27 年 3 月 17 日
20		彫刻	木造十一面観音立像	八所神社長宝寺観音堂/ 宗像市吉留	昭和 46 年 6 月 15 日
21			宗像五社本地仏	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 47 年 4 月 15 日
22			木造色定法師坐像 附紙本墨書色定法師画像	宗像大社神宝館/宗像市田島	平成 12 年 11 月 1 日
23			銅造菩薩形坐像	安昌院/宗像市大島	平成 24 年 3 月 26 日
24		工芸	梵鐘	興聖寺/宗像市田島	昭和 32 年 12 月 20 日
25			梵鐘	泉福寺/宗像市鐘崎	昭和 34 年 3 月 30 日
26		考古資料	銅製経筒	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 32 年 8 月 13 日
27			阿弥陀如来坐像板碑	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 33 年 4 月 3 日
28			線刻釈迦如来像石仏	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 34 年 3 月 31 日
76		歴史資料	依岳神社の棟札	依岳神社/宗像市池田	令和 2 年 3 月 27 日
29	民俗文化財	有形民俗文化財	海女の用具	海の道むなかた館/ 宗像市深田	昭和 36 年 1 月 14 日
30		無形民俗文化財	鐘崎盆踊り	鐘崎盆踊振興会/宗像市鐘崎	平成 3 年 11 月 15 日
31	史跡名勝 天然記念物	天然 記念物	横山の大クス	宗像市山田	昭和 28 年 7 月 28 日
32			吉武のマキ	宗像市吉留	昭和 28 年 11 月 5 日
33			光岡八幡宮の大クス	光岡八幡宮/宗像市光岡	昭和 31 年 7 月 28 日
34			孔大寺の大イチョウ	宗像市池田	昭和 31 年 7 月 28 日
35			織幡神社イヌマキ天然林	織幡神社/宗像市鐘崎	昭和 32 年 8 月 13 日
36			八所神社の社叢	八所神社/宗像市吉留	昭和 41 年 10 月 1 日
37			平山天満宮の大クス	平山天満宮/宗像市吉留	昭和 50 年 8 月 14 日
38			泉福寺のエノキ	泉福寺/宗像市鐘崎	平成 11 年 3 月 19 日

■県指定文化財の概要

○宗像神社中津宮本殿[有形文化財（建造物）]

宗像大社中津宮は宗像市神湊の北西 12km 玄界灘上
の大島に位置する。宗像三神の一柱湍津姫神を祭神と
し、三間社流造り、梁間 2 間、素木造り、柿葺、正面に
1 間の向拝をもつ。正面は三間とも 葺戸、両側面は右
の妻引戸のほか背面も板壁で四方に勾欄付きの廻り板
縁がある。屋根には、千木と堅魚木を置くが、堅魚木
は円形のものと同角形のものとは各々 3 本ずつ束ねて
あり、県内には例がなく、京都の吉田神社の影響が考
えられる。



宗像神社中津宮本殿

(5) 国選択文化財

国選択文化財は1件である。

表 国選択文化財一覧(資料:世界遺産課)

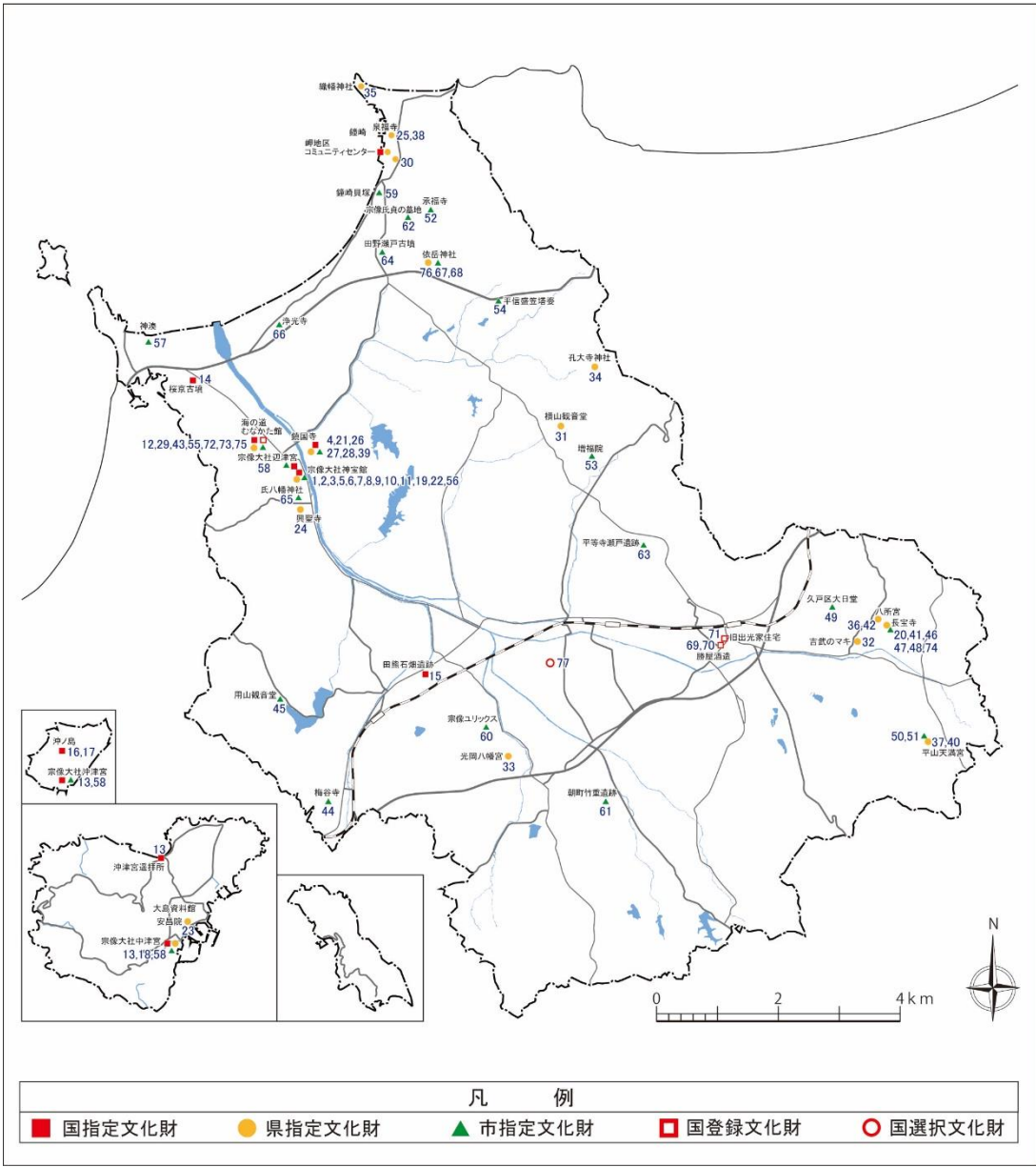
図番号	種別		名称	所在	指定年月日
77	民俗文化財	無形民俗 文化財	北部九州の盆綱	福岡県	平成 31 年 3 月 28 日

■国選択文化財の概要

○北部九州の盆綱

北部九州の盆綱は福岡県や佐賀県に広く分布する子どもを中心に行われる盆の綱引き行事で、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている。綱を曳いて地区内を巡ったり綱を引き合ったりすることで、精霊などを慰め、あるいは送るものと伝えられている。本市では、後曲区で実施している。

図 文化財の位置



(6) 主な未指定文化財

○宗生寺観音堂[建造物]

市南西部、大穂地区の谷あいにある曹洞宗宗生寺は、寺院帳によると永正元年(1504)に許斐城主の多賀出雲守隆忠が亡父の冥福を願うために建立し、山門はのちに福岡市東区名島にある名島城の搦手門を移築したものと伝えられている。

名島城主のこばやかわたかかげ小早川隆景は、宗生寺と関わりの深い人物で、この寺を菩提寺とした。

寺の裏山にある馬頭観音堂は別名をふしょうじ不焼寺と言ひ、本尊の馬頭観音は福岡藩主の黒田忠之が寄進したものである。この馬頭観音は33年に2回しか開帳されない秘仏で、大正初期頃まではご開扉になると牛馬を連れた参拝者がつめかけていた。

馬頭観音堂は、正面三間、入母屋造、妻入、銅板葺の構造で、彫り物などには彩色が施され、特に正面向拝の象鼻は印象的である。度重なる修理が行われているものの、部材の中には建立年代の17世紀頃と考えられるものも見受けられる。



宗生寺観音堂

○稲元八幡宮本殿[建造物]

市のほぼ中央、稲元地区の丘陵の斜面に位置する神社で、『筑前国続風土記拾遺』によると、稲元八幡宮は宇佐八幡宮を勧請したものと伝えられている。境内は丘陵の斜面に雛壇状に構え、最上段に本殿と摂社が建てられている。このうち、本殿に元禄10年(1679)に建立されたことを記した棟札が残る。社殿は三間社流造、鉄板葺の構造で細部の装飾はこの地域の時代性をよく示し、全体的に補修が行われているが、棟札に記された建立年代に近い18世紀初頭の様相を残している。



稲元八幡宮本殿

○三郎丸今井城遺跡出土銅銭[考古]

三郎丸今井城遺跡は市の東部、遠賀郡岡垣町と境をなす城山から延びた丘陵上に位置し、平成6年の宅地造成に伴う緊急調査では、祭祀用の土坑から大量の銅銭が出土した。土坑は長径が60cm、短径50cm、深さは16cmの楕円形で、中には須恵器の杯身15点とガラス小玉、銅銭121枚が埋納されていた。銅銭には、和同開珎1枚、萬年通寶2枚、神功開寶18枚がある。これらの銅銭は皇朝十二銭と呼ばれ、当時国家の中央であった畿内を中心に流通していたものである。宗像におけるこれら銅銭の出土は九州における出土量の約半数を占め、古代における宗像と中央との関わりをよく示す遺物である。



三郎丸今井城遺跡出土銅銭

○光岡長尾遺跡出土土笛[考古]

弥生時代の土笛は西日本の日本海側を中心に出土し、関門海峡をはさむ福岡県・山口県、島根・鳥取の県境周辺、京都府の丹後半島基部の3ヵ所に遺跡が集中する特色がある。光岡長尾遺跡の貯蔵穴から出土した土笛は高さ9.7cm、最大径8.0cmの完形品で、上部に径2cmほどの吹口がある。正面に4個の指孔があり、音階を調整する。弥生時代前期後半（今から約2200年ほど前）につくられたものであり、当時の海を介した交流をよく物語る遺物である。



光岡長尾遺跡出土土笛

○四十四賀[無形民俗文化財]

鐘崎や神湊地区の沿岸部や大島などでは、毎年4月4日、大厄を終えた人たち（数え年で男性44歳、女性35歳）が厄開けを祝い、町をパレードする伝統行事がある。鐘崎ではまず織幡神社で祭典を行い、酒樽を割って祝杯を上げた後に出発する。町の辻々で餅をまき、見物人に酒を振る舞いながら賑やかに町を練り歩く。賑やかなパレードはこの地区の春の風物詩となっている。普段は故郷を離れて暮らしている人たちもこの日ばかりはと地元に戻って行事に参加する。夜には地元の人たちを招待して盛大な宴会も催される。



鐘崎地区の四十四賀

○祇園山笠[無形民俗文化財]

かつて市内には数十もの山笠があったが、現在では5地区で行事が残っている。東郷地区の街を駆ける田熊山笠は重さが約1.5トンあり、大きな山が颯爽と走る姿は圧巻である。また、鐘崎地区の山笠は前後に揺する「打ち込み」を繰り返し、町を進み、地島山笠は山で隔てられた2つの集落を回るため漁船に載せられ海を渡る。そのほか、大島山笠の会場では、願い事が書かれた色彩々の多数の旗が飾り付けられた光景を目にすることができる。



田熊山笠

○埋蔵文化財

令和3年（2021）3月31日現在、580地点で周知の埋蔵文化財包蔵地を確認している。令和2年度（2020）の開発等に伴う文化財の有無に係る事前審査件数は905件、うち試掘・確認調査を実施したのが27件、発掘調査に至ったのは4件である。近年の文化財の有無に係る照会内容について、大規模太陽光発電に伴う土地造成については減少傾向にある。

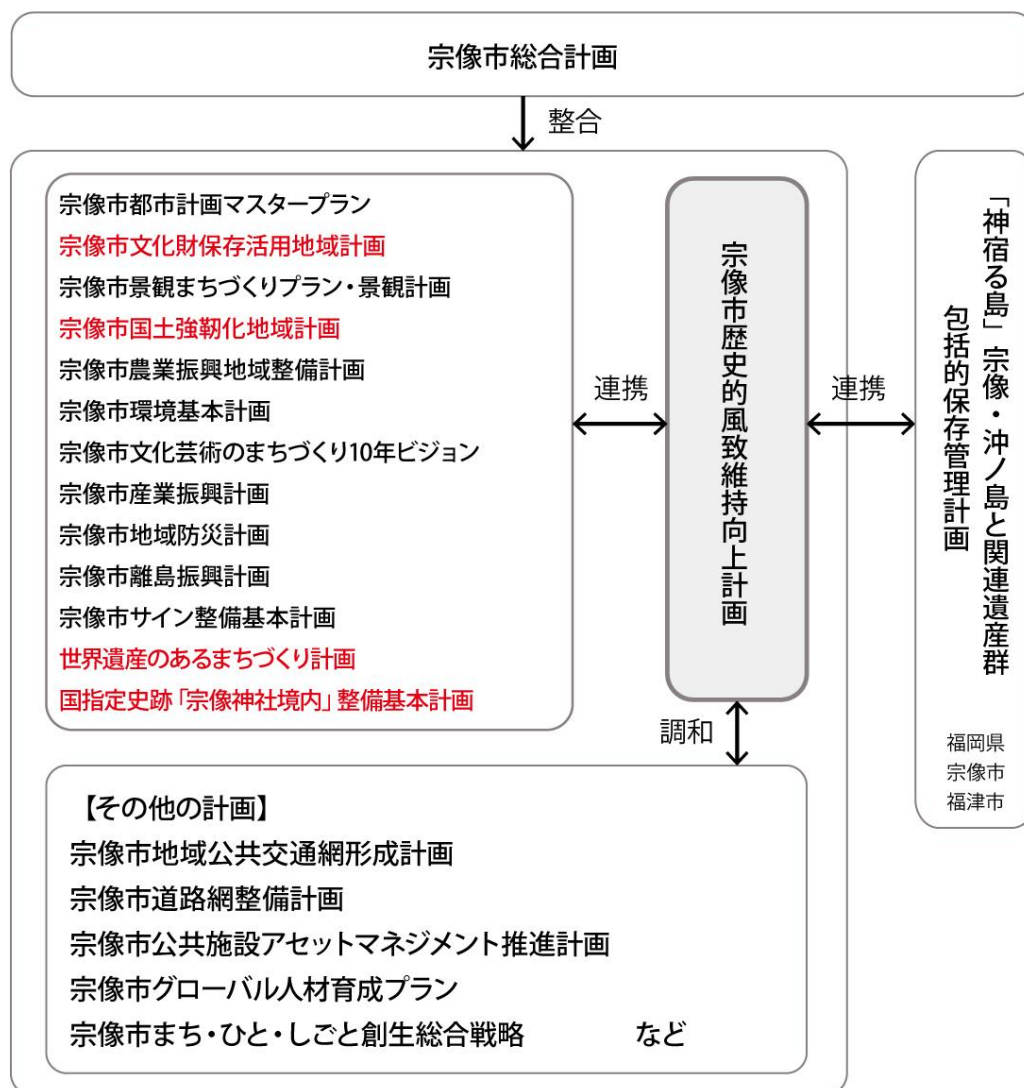
また、遺跡の分布状況を見ると、現在の市街地と大きく重なる部分が多く、市内を貫流する釣川を中心に分布する一群と沿岸部に分布する一群に二分できる。縄文時代の遺跡は、沖ノ島と沿岸部、釣川上流の内陸部で数地点が確認され、弥生時代前期から中期にかけての遺跡は内陸部の釣川左岸中流域に数

2. 上位関連計画の状況と関連性

本市では総合計画や都市計画マスタープランなどを時代に即して改定し、さらに景観まちづくりプラン・景観計画、環境基本計画などの各種計画を時代の変化やニーズに合わせ策定している。

このため、本計画は、総合計画を最上位計画とし、**本市が目指すべき都市像の実現に向けての道筋を明らかとする都市計画マスタープランや文化財の保存と活用に関する総合的な計画である文化財保存活用地域計画**、その他の各種計画と連携・調和を図り、自然・歴史・文化など歴史的風致を活かしたまちづくりを推進する具体的な計画として位置付ける。

図 歴史的風致維持向上計画と上位関連計画の関係



(1) 宗像市総合計画（平成 27 年（2015）3 月策定 後期計画 令和 2 年度～）

本市における行政運営の最上位計画で、計画期間は平成 27 年（2015）度から令和 6 年（2024）度までの 10 年間。市民憲章を踏まえ、にわたる本市の目指すべき姿を、将来像「ときを紡ぎ躍動するまち」としている。また、将来像の考え方として「人・まち・自然が共生するまち」「人がつながり躍動するまち」「歴史文化を継ぎ育むまち」と示されるなかで、「歴史文化を継ぎ育むまち」では、沖ノ島や宗像大社などに代表される歴史とともに、何世代もの先人により守り引き継がれてきた歴史文化を世代を超えた共有の財産と捉え、次世代に引き継いでいくことを目指すことが謳われている。令和元年度には、前期 5 年間の取組みを総括し、後期 5 年間の具体的な取組方針・内容を示すために後期基本計画を策定し、持続的な自治体運営を目指すため、SDGs の視点を取り入れている。

将来像

ときを紡ぎ 躍動するまち

将来像の考え方

- 人・まち・自然が共生するまち
- 人がつながり躍動するまち
- 歴史文化を継ぎ育むまち

人・まち・自然が共生するまち

“人*とまちとの共生”とは、人がまちを育み、そしてまちの中で人がいきいきと暮らし、元気に活躍していることを言います。

“人と自然との共生”とは、人が自然環境を守り、その自然から心とむすぶ景観や「山の幸」、「海の幸」といった恵みを与えられていることを言います。

“まちと自然との共生”とは、海、川、山、田などの豊かな自然と、住宅地としての都市の機能が調和していることを言います。

宗像市は、まちの魅力をさらに高め、豊かな自然を実感でき、人とまちと自然とが互いに共生し、調和が保たれているまちを目指します。

人がつながり躍動するまち

人がつながることは、市内・市外にかかわらず、人と人とが対話することで共感し、協働することで新たな想像や創造を生み出し、まちを成長、成熟させていきます。

本市は、アジアを見据えた都市づくりを行っている福岡市、北九州市、高政令市の中央に位置し、JR鹿児島本線や国道3号という九州の大動脈を通じて多くのヒト、モノ、カネ、情報が行き交う立地に恵まれた地域条件を活かし、市外の人や他の自治体との交流や広域連携を進めることで、まちを躍動させます。

宗像市は、市内の人（市内の多様な担い手）と共に、市外の人とも連携を進め、存在感があり、躍動するまちを目指します。

歴史文化を継ぎ育むまち

本市には、二千年にわたる歴史があり、沖ノ島や宗像大社などに代表される歴史とともに、守り引き継がれてきた歴史文化があります。それらの歴史文化は、世代を超えた共有の財産でもあります。何世代もの先人が引き継いできた歴史文化を、次世代に引き継いでいきます。

さらに、歴史文化を次世代に引き継ぐだけでなく、新たな文化を生み出し、次世代に残していきます。

宗像市は、貴重な歴史文化を誇りとし、次世代へ引き継ぐとともに、新たな文化を生み出すまちを目指します。

（３）宗像市文化財保存活用地域計画（令和３年（2021）７月１６日認定）

「文化財保護法」に基づき、文化財の保存と活用に関する総合的な計画として「宗像市文化財保存活用地域計画」（以下、地域計画と言う）を作成し、文化庁長官の認定を受けた。計画期間は令和３年から令和１３年までの１０年間とし、地域計画では、従来の「文化財」の概念や類型を包括し、指定・未指定文化財を含めた本市の歴史・社会・自然を反映した次の世代に受け継ぐべき「ばしょ」「もの」「こと」「ひと」を「歴史文化遺産」と定義し、計画の対象としている。また、本計画の４つの歴史的風致の範囲を歴史文化遺産保存活用区域として設定し、歴史文化遺産の保存と活用の取組を積極的に実施し、得られた効果を全市的に広げるモデル地区として位置付けている。そのほか、世代に確実に継承するための将来像や、将来像実現に向けた４つの考え方や基本方針を定めるとともに、計画期間中の重点的な取組として、「地域との協働」、「幅広い分野の調査研究」、「保存意識醸成や地域課題の解決につながる事業の展開」、「歴史拠点施設の機能強化と地域とのネットワーク形成」などに関する具体例が記載されている。

図 宗像市の歴史文化遺産

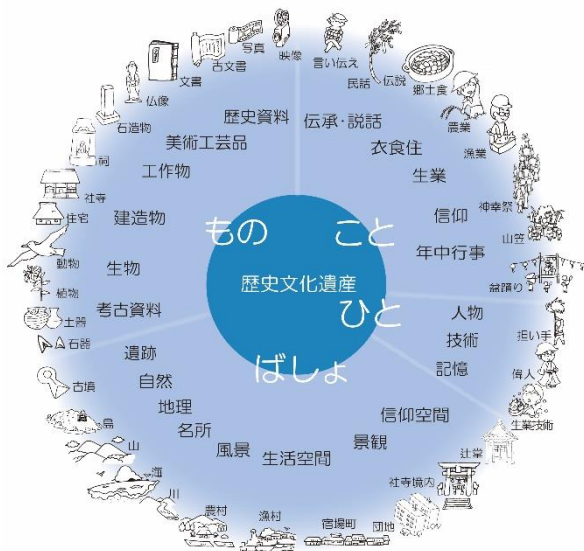


図 歴史文化遺産保存活用区域の位置と範囲

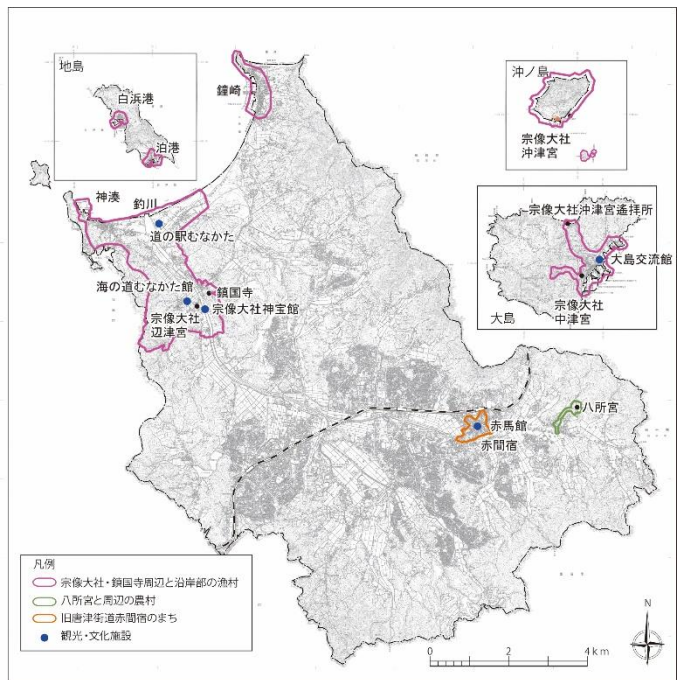
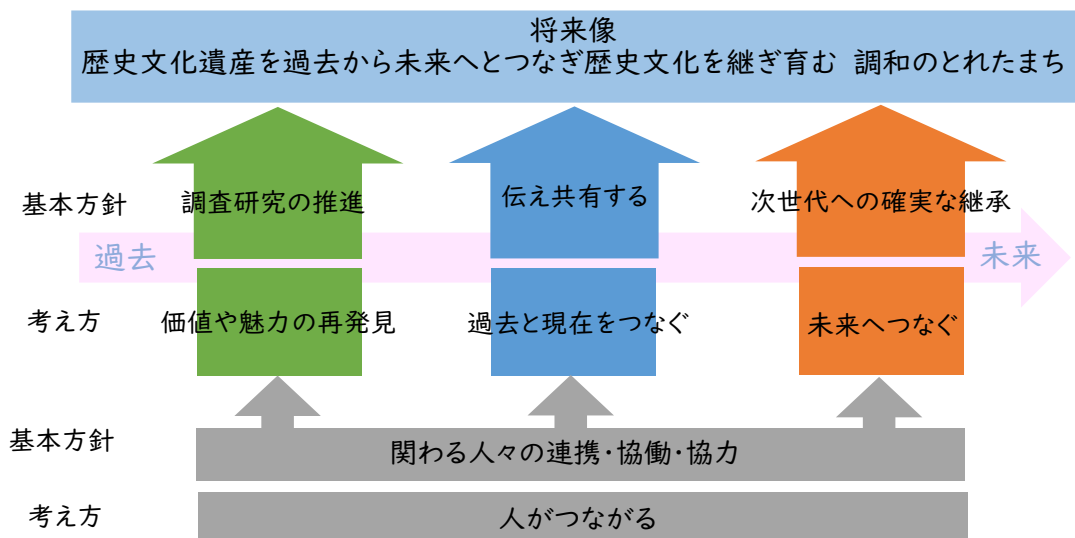


図 宗像市の目指すべき将来像と基本方針の関係



（５）宗像市国土強靱化地域計画 （令和３年（2021）6月策定）

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災害等に資する国土強靱化基本法」に基づく、大規模災害などに対する備えや、災害による被害から迅速に回復する強靱な体制をつくり、災害発生時における市民への被害を最小限にとどめることを目的とした、本市における様々な分野の計画等の指針となる計画。

計画では、大規模自然災害の発生に際して24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、それぞれを回避するために必要な推進方針を定めている。

脆弱性評価結果

8-3：貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 防災対策は日頃のコミュニティ活動の延長であり、地域住民が助け合うことで地域の防災力向上に繋がることから、更なる地域コミュニティ活動の推進を行う必要がある。
【コミュニティ協働推進課】行政／警察・消防／防災教育
- 災害から貴重な文化財、世界遺産構成遺産を守るため、防災に関する計画の検討、避難経路の確保、防災設備の更新等、防災措置の強化を進める必要がある。
【世界遺産課】行政／警察・消防／防災教育
- 災害により文化財、世界遺産構成遺産の毀損滅失が生じた場合、復旧等必要な措置が即座にとれる体制づくりを進める必要がある。
【世界遺産課】行政／警察・消防／防災教育
- 災害時、文化財を守る体制を迅速にとることができるよう、文化財防火訓練を行う必要がある。【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針

8-3：貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

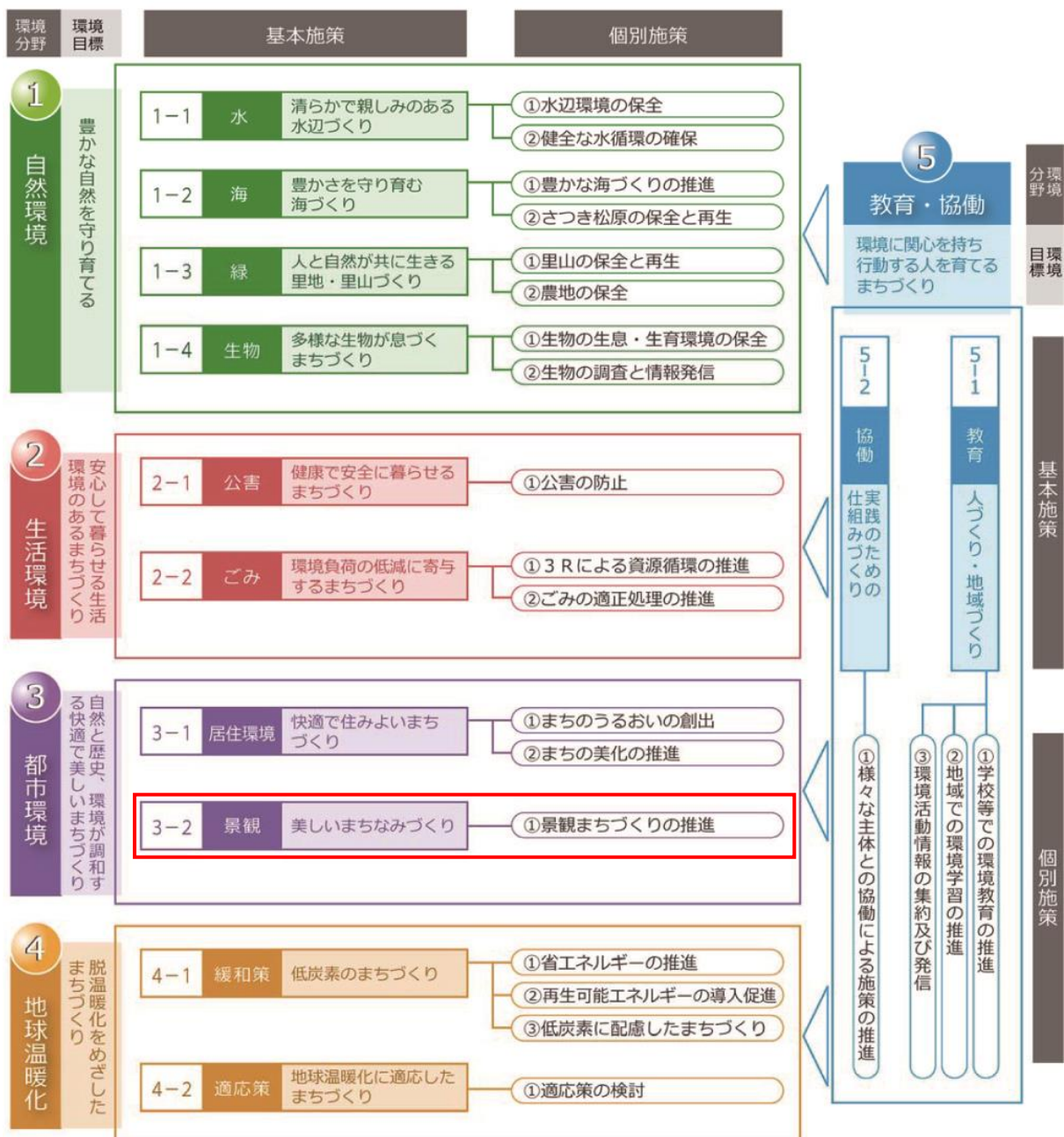
- 防災対策は日頃のコミュニティ活動の延長であり、地域住民が助け合うことで地域の防災力向上に繋がることから、更なる地域コミュニティ活動を促進する。
【コミュニティ協働推進課】
- 災害から貴重な文化財、世界遺産構成遺産を守るため、防災に関する計画の検討、避難経路の確保、防災設備の更新等、文化財における防災措置の強化を図る。
【世界遺産課】
- 災害によって文化財、世界遺産構成遺産の毀損滅失が生じた場合、復旧等必要な措置が即座にとれる体制づくりを進める。【世界遺産課】
- 災害時、文化財を守る体制を迅速にとることができるよう、文化財防火訓練を行う。
【危機管理課】

(7) 宗像市環境基本計画（平成 25 年（2013）3 月策定 後期計画 平成 30 年度～）

「宗像市環境基本条例」第 7 条の規定に定めた基本理念の実現を図るための取組みや推進体制を定めた環境行政のマスタープランとしての計画。計画では、環境保全、経済の発展及び社会課題の解決が図られた持続可能な社会を目指し SDG s の視点が取り入れられ、目指す環境像に「豊かな自然と歴史を活かし 共に生きるまち 宗像」を掲げ、自然環境、生活環境、都市環境、地球温暖化に関する取組みの方向性が示されている。

豊かな自然と歴史を活かし 共に生きるまち 宗像

ー地域に現存する自然や歴史などの資源を大切に守り活かすことで、
将来にわたって持続する社会を形成するー



(9) 宗像市産業振興計画（令和3年（2021）3月策定）

農林業・水産業・商工業・観光の各分野に加え、分野を横断した連携によって、宗像市全体の産業振興を実現することを目的として、平成28年度宗像市産業振興計画を策定し、令和2年度末で計画期間が終了したことから、新計画を策定したもの。

産業に影響を及ぼす様々な情勢の変化を踏まえ、本市の産業振興の実現に向けた令和3年度から5年間の方向性を整理し、基本理念を「持続可能な産業の確立」と定め、課題解決に向けた施策と取組方針について示している。



(10) 宗像市地域防災計画（平成 28 年（2016）3 月修正）

市域において地震や風水害等の災害が発生した場合、本市が実施すべき事務または業務を中心とし、県、関係機関、市民等の役割を明確にした基本的かつ総合的な計画。計画に基づき、市、県、関係機関、市民等が一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命や財産を災害から守り、被害の軽減を図ることを目的としている。

文化財に関する記述としては、風水害又は震災の際の文化財の保護に関して対応方針が示されている。

(11) 宗像市離島振興計画（平成 25 年（2013）4 月策定）

離島の自立的発展を促進し、人口減少の防止並びに定住の促進を図るため、生活環境の整備や福祉の充実、地理的・自然的特性を活かした産業振興、地域間の交流の促進等に関する施策の基本方針及び具体的な施策を示した計画。

(12) 宗像市サイン整備基本計画（平成 18 年（2006）3 月策定）

本市では、サインを整備していく際の考え方をまとめた計画。4つの目的「合併による新たなサインの統一、修正」「観光振興を目指した観光サイン」「公共施設の案内サイン」「防災サイン」に基づき、整備方針として「ネットワーク形成による回遊性の向上」と「快適で安心なまちづくり」を掲げている。

(13) 世界遺産のあるまちづくり計画（令和 3 年（2021）4 月策定）

世界遺産『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』の保存と活用を図るとともに、地域の暮らしや生業を守りつつ、来訪者を受け入れ、地域振興につなげていくための計画。基本理念として「誇るべき歴史風土を学び、守り育み、豊かに暮らしていく環境を保全創造する」を掲げ、守る、整える、伝える、活かす、受け入れる、の5つ観点から世界遺産を次世代に継承するための基本的な取り組みを記載している。

(14) 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群包括的保存管理計画（平成 28 年（2016）1 月策定）

福岡県、福津市と共同で策定した「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の顕著な普遍的価値を人類共有の資産として将来世代へ継承していくことを目的に、資産の保存管理、資産の公開、活用など、本資産とその周辺環境を対象とした包括的な保存管理に関する方針と施策を示した計画。

ID No.	構成資産	構成資産の重要な要素			
		考古遺跡		建造物	自然
		地下遺構	地上遺構		
1-4	宗像大社沖津宮 (沖ノ島、小屋島、 御門柱、天狗岩)	沖ノ島祭祀遺跡 (地下遺構、埋蔵遺物)	沖ノ島祭祀遺跡 (地上遺構)	本殿・拝殿	社叢林（原始林） 岩礁 自然地形、人為的地形
5	宗像大社 沖津宮遙拝所			社殿	自然地形、人為的地形
6	宗像大社中津宮	御嶽山祭祀遺跡 (地下遺構、埋蔵遺物)		本殿・拝殿	社叢林 自然地形、人為的地形
7	宗像大社辺津宮	下高宮祭祀遺跡、上高宮 (地下遺構、埋蔵遺物)		本殿・拝殿	社叢林 自然地形、人為的地形
8	新原・奴山古墳群	古墳 (周溝、埋葬施設)	古墳 (墳丘、周堤、墓石)		自然地形、人為的地形

4. 計画の実施体制

計画の実施体制を以下に定める。

図 歴史的風致維持向上のための実施体制

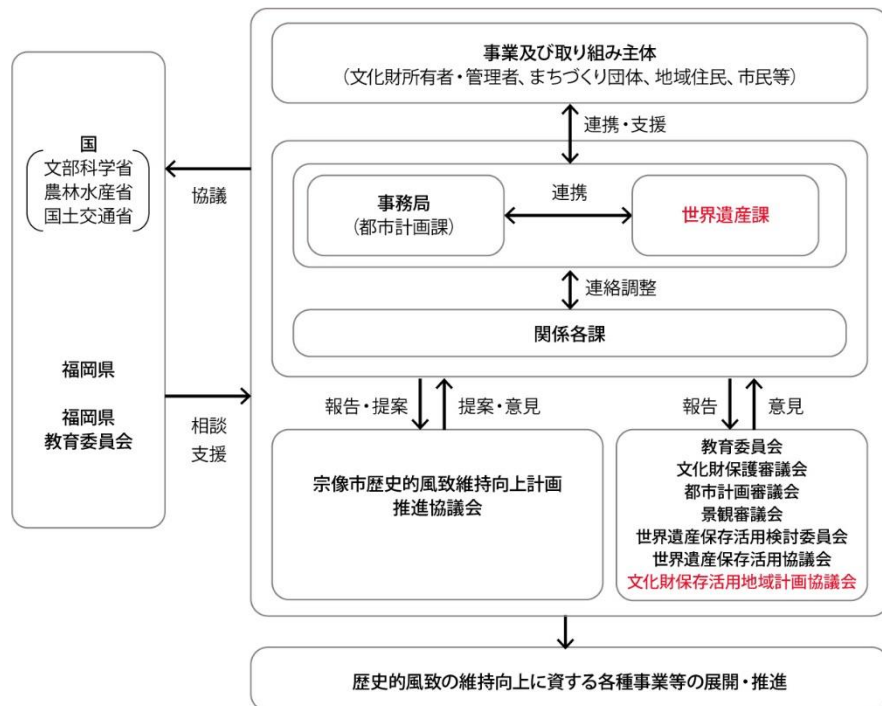


表 宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会 委員一覧(令和4年3月10日～令和6年3月9日)

氏名	所属	選出区分
黒瀬 重幸	福岡大学名誉教授	学識経験者
大方 優子	九州産業大学地域共創学部観光学科教授	学識経験者
西谷 正	九州大学名誉教授	学識経験者
山野 善郎	工学博士(福岡県文化財保護審議会 有形文化財部会 専門委員)	学識経験者
土屋 潤	九州大学芸術工学研究院講師	学識経験者
田中 久美子	福岡工業大学准教授(社会環境学部社会環境学科)	学識経験者
壹岐 貴寿	宗像大社権禰宜	重要文化財建造物等の所有者
矢原 吉房	宗像市観光協会副会長	市が必要と認める者
升谷 智子	宗像市世界遺産市民の会委員	市が必要と認める者
園元 かをり	市民代表	市が必要と認める者
	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課長	福岡県
	福岡県建築都市部都市計画課長	福岡県

◎会長 ○副会長

【オブザーバー】

氏名	所属
	国土交通省九州地方整備局建政部計画管理課長

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1. 全市に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本市には、72 件の指定文化財（国指定 17 件（うち国宝 1 件、重要文化財 16 件）、県指定 22 件、市指定 33 件）と 4 件の国登録文化財、1 件の国選択文化財が存在する。これらの指定等文化財は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護の為の措置が講じられており、引き続き保護の為の措置を講じる。一方で、市内には歴史的風致を構成する宗像大社の境内摂末社などの建造物や、浦々に見られる恵比寿祭などの人々の活動など、歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も数多く存在し、歴史的風致の維持向上のためにも、これら未指定文化財の保存・活用を図ることが重要である。

文化財の保存・活用については、本計画および文化財保存活用地域計画に記載された措置を講じ、関連機関、市民、専門家などの連携、協働、協力によって取り組む。

今後も調査研究など、実態を把握する取り組みを進め、重要なものは、法令に基づき文化財指定するとともに、未指定文化財は、顕彰制度や緩やかな保護として市登録制度の創設などを検討する。

また、取り組みは、世界遺産の保存と活用に関する方針や取組を記載した世界遺産のあるまちづくり計画や重点区域とも重なる国指定史跡宗像神社境内の整備や活用に関する事項を記載した国指定史跡「宗像神社境内」整備基本計画とも整合を図りながら進めていく。

なお、本計画では、歴史的風致は「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われている歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が、一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されていることから、本市の維持向上すべき歴史的風致の核となる有形文化財（建造物）と無形民俗文化財に関する保存と活用の方針を以下に記載する。

【有形文化財（建造物）】

有形文化財のうち歴史的風致の核となる建造物としては、宗像神社辺津宮本殿、宗像神社辺津宮拝殿、宗像神社中津宮本殿、鎮国寺本堂、八所宮本殿及び拝殿などが挙げられる。これら有形文化財の保存・活用に際し、宗像大社については、平成 25 年度策定（平成 29 年度改定）「国指定史跡「宗像神社境内」保存管理計画」及び平成 25 年度策定「重要文化財（建造物）宗像神社辺津宮本殿・拝殿保存活用計画」に基づき、そのほかについても現状の保存を基本としながら史跡の本質的価値に影響を与えないような修理、防災設備の整備等を行う。

【無形民俗文化財】

無形民俗文化財としては、県指定の鐘崎盆踊り、市指定の主基地方風俗舞、神湊盆踊り、宗像大社みあれ祭が指定されている。無形民俗文化財の保護にあたっては、活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承できるよう、保護団体等と連携し担い手育成も含め、保護に対する支援を行う。

(2) 文化財の修理・整備に関する方針

文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因により損壊し、損壊の進行による滅失をまねく恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と損壊した場合の適切な修理が重要である。

別の災害毎に必要なと考えられる対策を行うことにより、損壊・滅失のリスクの軽減を図る。

また、美術工芸品等の有形文化財は、防犯環境設計の考え方に基づき、盗難にあわないよう防犯設備の設置を推奨するとともに所有者の意識改善等により、防犯性能の向上を図る。文化財が被災した場合は、被災履歴を記録し、その後の防災対策に役立てる。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する基本的な方針として、市民や来訪者に対して本市の文化財に関する情報や学習・体験機会の提供に努めながら、意識の啓発を図る。また、地域における文化財の維持管理、調査、点検・モニタリングなどを行う組織・団体の育成に取り組むとともに、市内各地に残る盆踊りをはじめとする民俗芸能や伝統行事などの担い手の確保・育成に努める。

さらに、歴史文化を生かしたまちづくりに関する情報提供や学習会の開催などを通じて、地域におけるまちづくりへの取組を促進する。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

文化財保護法第 93 条第 1 項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については文化財保護法に基づく届出を受け、福岡県教育委員会や開発者と協議を行い、埋蔵文化財への影響を極力避けるように努める。埋蔵文化財への影響を免れない場合は、発掘調査を実施し、記録保存を図る。また、出土遺物等についても適切な保管・管理を行う。

（８）文化財の保存・活用に係る体制に関する方針

本市では、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、宗像市附属機関設置条例に基づき、宗像市文化財保護審議会、宗像市史跡保存整備審議会、**宗像市文化財保存活用地域計画協議会**を設置している。今後、未指定文化財を市指定文化財にする際は、宗像市文化財保護審議会に諮り指定していくこととなり、史跡の保存整備に関することは、宗像市史跡保存整備審議会に諮り、**文化財保存活用地域計画に関する事項については、宗像市文化財保存活用地域計画協議会に諮る。**

表 宗像市文化財保護審議会 委員一覧(令和 3 年 8 月 1 日～令和 5 年 7 月 31 日)

氏名	所属	専門分野
伊崎 俊秋	九州歴史資料館文化財調査室長補佐	有形文化財(考古資料)・記念物・埋蔵文化財
井上 普	元九州大学農学研究院准教授	記念物(植物)
國生 知子	九州歴史資料館文化財企画推進室企画主査	有形文化財(美術工芸品)(彫刻)
竹川 克幸	日本経済大学教授	有形文化財(古文書)(歴史資料)
田中 久美子	福岡工業大学准教授	民俗文化財(有形・無形民俗文化財)
西谷 正	九州大学名誉教授	有形文化財(考古資料)・記念物・埋蔵文化財
宮元 香織	北九州市立自然史・歴史博物館歴史担当係長	有形文化財(考古資料)・記念物・埋蔵文化財

表 宗像市史跡保存整備審議会 委員一覧(平成 29 年 2 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日)

氏名	所属	専門分野
西谷 正	九州大学名誉教授	考古学(東アジア)
佐野 千絵	東京文化財研究所文化財情報部 部長	保存科学
林 重徳	佐賀大学名誉教授	土木工学(地盤工学)
杉本 正美	九州大学名誉教授	造園学(風景工学)
石山 勲	日本考古学協会 会員	考古学(古墳)
藤 周作	宗像市立玄海東小学校 教頭	教育、体験学習
園元 かをり	一般市民	市民公募

表 宗像市文化財保存活用地域計画協議会 委員一覧(令和2年1月1日～令和3年12月31日)

氏名	所属	区分(文化財保護法第183条の9第2項)
高山 國敏	吉武地区歴史・伝統文化保存振興会事務局長	文化財の所有者
立部 瑞真	鎮国寺住職	文化財の所有者
伊崎 俊秋	八女市岩戸山歴史文化交流館長	学識経験者
竹川 克幸	日本経済大学教授	学識経験者
田中 久美子	福岡工業大学准教授	学識経験者
本田 藍	元地域おこし協力隊	教育委員会が必要と認める者
吉村 一彦	マルヨシ醤油株式会社専務取締役	教育委員会が必要と認める者
石村 陽子	宗像歴史を学ぼう会	教育委員会が必要と認める者
江藤 富男	宗像歴史観光ボランティアの会	教育委員会が必要と認める者
山田 久	田熊石畑遺跡村づくりの会村長	教育委員会が必要と認める者
鎌田 隆徳	一般公募による市民代表	教育委員会が必要と認める者

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制

文化財を保存・活用していくためには、市をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが必要不可欠である。市では文化財の保存・活用に関わる団体として、現在下表に示す 18 団体を把握しており、各団体が文化財の調査、普及啓発活動や、無形民俗文化財を保護するための活動を行っている。これらの活動団体と連携して文化財の保存・活用を図るため、団体に対する担い手育成のための支援や、必要な助言・指導等を継続的に行っていく。

表 宗像市の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

活動分類	団体名称	活動概要
まちなみ保全	唐津街道むなかた推進協議会	九州風景街道「ちょっとよりみち唐津街道むなかた」の取組み
歴史・文化継承	赤馬塾	旧唐津街道赤間宿の歴史継承
	夢灯籠まつり実行委員会	赤間地区における夢灯籠まつりの実施
	宗像市世界遺産市民の会	『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界遺産活動の推進
	むなかた歴史を学ぼう会	世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の保存活用の推進
	海の道むなかた館地域学芸員の会	海の道むなかた館において、展示の案内や体験学習
	宗像大社 海洋神事奉賛会	みあれ祭の保存に関する活動
	鐘崎盆踊振興会	鐘崎盆踊の保存と継承に関する活動
	陸上神幸実行委員会	陸上神幸の保存に関する活動
	八所宮奉斎会	八所宮の祭事の保存に関する活動
	吉武地区歴史・伝統文化保存振興会	吉武地区の歴史・伝統文化の保存に関する活動
	白山城址を守る会	白山城址の保存に関する活動
	池野地区コミュニティ運営協議会まちづくり計画「池野探索」活動委員会地元学班	池野地区の歴史の保存と活用に関する活動
	むなかた古道プロジェクト	鐘崎道の活用に関する活動
	神湊盆踊保存会	神湊盆踊の保存と継承に関する活動
	田熊石畑遺跡村づくりの会	田熊石畑遺跡歴史公園の保存と活用に関する活動
	田熊石畑遺跡歴史公園活用プロジェクト会議	田熊石畑遺跡歴史の活用に関する活動
観光ガイド	宗像歴史観光ボランティアの会	来訪者への歴史観光ガイド

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定文化財が15件、県指定文化財が9件、市指定文化財が6件の計30件の文化財が存在している。これらの指定文化財は、文化財保護法、福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきた。なお、域内の文化財の保存・活用も本計画および文化財保存活用地域計画に記載された措置を講じ、関連機関、市民、専門家などの連携、協働、協力によって取り組む。有形文化財のうち、重要文化財の宗像神社辺津宮本殿、宗像神社辺津宮拝殿は平成25年度策定（平成29年度改定）の保存管理計画に基づき、計画的な保護を図るとともに、取組みは世界遺産のあるまちづくり計画、国指定史跡「宗像神社境内」整備基本計画とも整合を図り実施する。また、地域に根付く伝統行事等の無形民俗文化財等については、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を継続する。

(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内において修理が必要な指定の有形文化財として、県指定文化財である宗像神社中津宮本殿などがあげられる。これらの文化財は、経年劣化による内外の毀損が進行しており、可能な限り早い時期に修理を行う必要がある。その際は、文化財保護法、福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例の定めに従いつつ、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づいて修理を行う。未指定の有形文化財である建造物及び記念物は、所有者等と協議を行い、歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用などに対する支援を行う。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

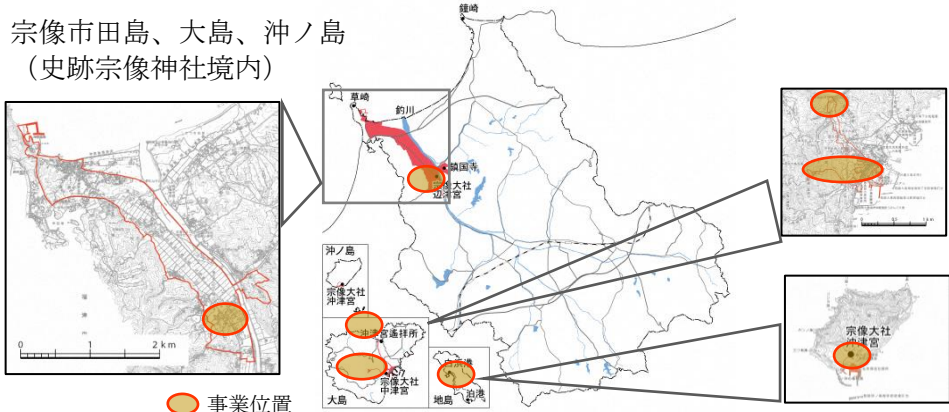
重点区域内に立地する文化財の保存・活用のための施設としては、海の道をテーマに大陸との海を介した交流に関する資料を中心に収蔵・展示を行う「海の道むなかた館」、沖ノ島で出土した4～9世紀頃のものと思われる約8万点の奉獻品の収蔵・展示を行う「宗像大社 神宝館」がある。

平成29(2017)年7月に宗像大社沖津宮（沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩）、宗像大社沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮が世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成遺産として登録され、来訪者の一層の増加が見込まれることから、世界遺産に関する情報発信等を行うガイダンス機能の充実が求められる。また、「宗像大社 神宝館」に関しても施設の老朽化などが進み重要資料を保管する施設としての設備が十分とは言えないことから、文化財の保存・活用を行うための施設の在り方を検討する。

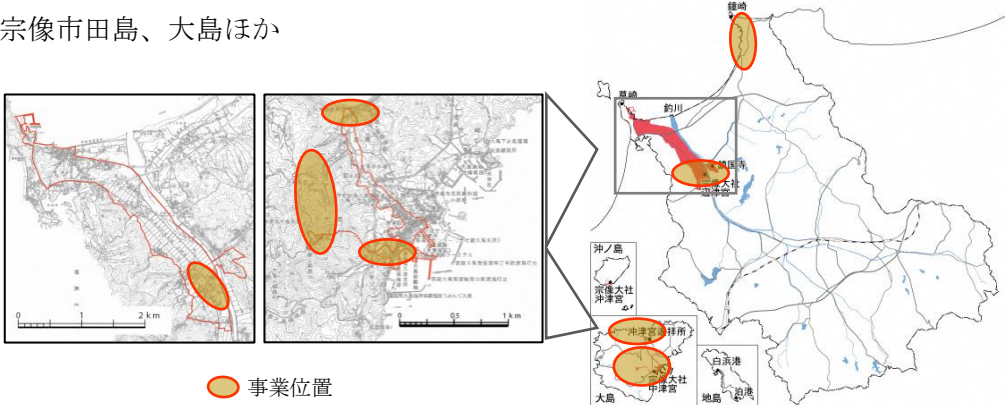
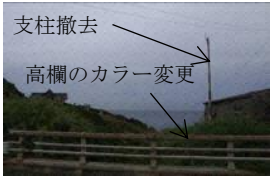
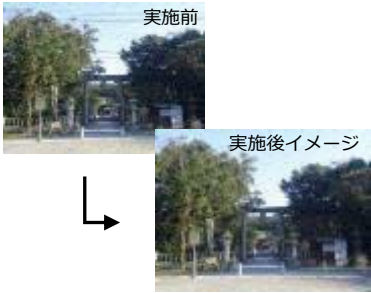
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

本計画における重点区域は、景観計画における景観重点区域内にあるため、各種事業の実施にあたっては、より景観に配慮した整備を進めるものとする。特に世界遺産の構成資産である沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮については非常に重要な景観要素であることから、周辺道路の無電柱化事業についても検討し、適宜、実施していく。

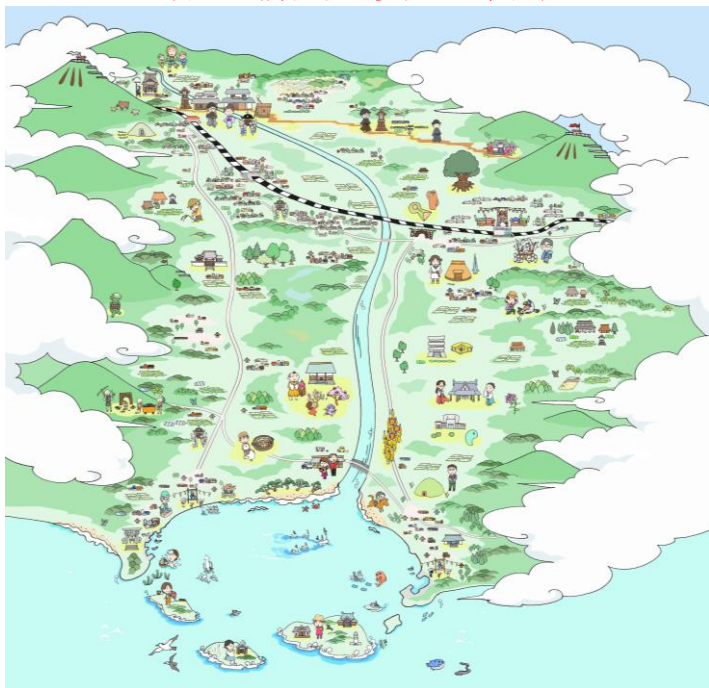
ア 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

事業名	① 史跡宗像神社整備事業（沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）
事業主体	市、所有者等
事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度
支援事業名	歴史的風致活用国際観光支援事業(平成 30 年度) 国宝重要文化財等保存整備費補助金（平成 30 年度～令和 3 年度） 福岡県文化財保護事業補助金（平成 30 年度～令和 3 年度） 市単独
事業位置	宗像市田島、大島、沖ノ島 （史跡宗像神社境内）  ○ 事業位置
事業概要	本事業は、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産である重要文化財宗像大社辺津宮本殿等の建造物の修理・復原や修景、また史跡宗像神社境内の参道、広場、法面等の修景や整備を行うとともに、防火、防犯、防災設備や解説板、登録銘板等の設置を行うことにより周辺環境の整備を行うものである。 （辺津宮本殿）  （沖津宮遙拝所）  （中津宮本殿・拝殿） 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産である宗像大社（重要文化財や史跡等）は大切に受け継がれてきた地域の財産でもあり、ふるさとへの誇りや愛着を育んでいる。また良好な景観の構成要素の一つとなっており、後世にしっかりと継承していくため、守り活かしていく仕組みや環境づくりを進め、慎重かつ確実に保存、再生し、柔軟な活用に取り組むことで、古代から継承されてきた伝統が守られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

イ 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・形成に関する事業

事業名	③ 歴史的風致等景観整備事業
事業主体	市、所有者等
事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成 30 年度～令和 4 年度） 防災・安全交付金（道路）（平成 30 年度～令和 2 年度） 市単独
事業位置	宗像市田島、大島ほか  ○ 事業位置
事業概要	本事業は、歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、無電柱化、道路附属物等の修景、便益施設等の整備、景観阻害要因の除去等、良好な景観形成に資するための整備を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行うものである。 (沖津宮遙拝所周辺の景観整備) (辺津宮周辺の無電柱化)  
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	無電柱化、景観阻害要因の除去や修景など歴史的風致における良好な環境と調和した整備を進めることで、地域への愛着を深めるとともに、都市の魅力向上や地域活性化に繋がる。さらに、事業位置は、宗像大社みあれ祭の神幸ルートや恵比寿信仰の舞台でもあることから、活動の場の整備と併せて歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

エ 歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する事業

事業名	⑧ 歴史文化基本構想策定事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～令和 5 年度
支援事業名	市単独 文化芸術振興費補助金(令和元年度～令和 2 年度)
事業位置	宗像市全域
事業概要	未指定の建造物や祭り・習俗等の無形の民俗文化財、検証が行われていない埋蔵文化財について、学術的調査を実施し、歴史的史実の把握、価値付けに努め、後世に引き継ぐための問題点を明らかにするなど、その調査結果を総合的に整理し、全容解明に努める。また、調査によって価値が判明した歴史文化資産については、新たな文化財としての指定など、確実な保存と積極的な活用を進めるため、「宗像市文化財保存活用地域計画」を作成する。 (市内に所在する多様な文化財) 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史文化基本構想は、本市の文化財保護に関する基本的な考え方や方針を示すことにより文化財保護のマスタープランとしての役割を果たし、加えて、文化財を活かした地域づくりの方向性を示すものであることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。